慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ロオドベルトスの地代論とリカルドオ (ー)
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.10 (1920. 10) ,p.1378(40)- 1392(54)
JaLC DOI	10.14991/001.19201001-0040
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201001-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ロオドベルトスの地代論とリカルドオ（一）

小泉信三

一

別の機會に自分は『社會主義經濟學のRicardo』を以て稱せらるゝRodbertusの、經濟理論系統はその壯年の頃夙く完成の域に達して、爾後生涯を通じて餘り變易するところがなかつたやうである。則ち今其三十七歳の著作なるZur Erkenntnis unsrer staatswirtschaftlichen Zustände, 1842を取て、之をv. Kirchmannに與へた公開狀三通及び其遺稿なる「資本論」と比較するに、勿論時々の必要に應じて議論の重點の所在は同一ではないが、其分配原理に就ては常に同じ事が反覆力說せられて居るのである』と記したが、彼れの著作中最も重をRicardo駁擊に措いたのは、そのv. Kirchmann宛第三尺牘（Sociale Briefe an von Kirchmann von Rodbertus. Dritter Brief: Widerlegung der Ricardo'schen Lehre von der Grundrente und Begründung einer neuen Rententheorie. 1851）である。此書の始めの二三節に據れば、v. KirchmannとRodbertusとは經濟上の正義が傷けられ、本來勞働者の手に歸すべきものが地代及び資本利潤として勞働者以外のものゝ所得となる事の原因を、土地並に資本の私有と自由放任主義とに歸する點に於ては所見を同ふするが、次の三點に於ては說を異にする。

（一）v. Kirchmannは農業上の勞働の生產率（Produktivität）は益々減退し、食料原料の價格は益々騰貴し、從て生產物に對する資本家及び勞働者の分前が益々減少し、又從て最後に、その所得の大部分が食料原料を以て成る階級の貧窮に陷るべきことを主張するのに對して、Rodbertusは農業勞働の生產率の增進を主張する。假りに農產物の價格騰貴と云ふ事實が起るとすれば、それを別の原因に由て說明し、農業地代の騰貴なる事實を全く別の原因に歸する。而して一般に賃子Rente（即ち資本利潤並に地代）は勞働賃銀を犧牲にして增加するもので、勞働者階級の貧窮は食料原料の騰貴に由るものではなくて、生產物に對する彼等の分前の減少に由るものなる事、而して此分前の減少は正に生產物價格の低廉と相伴つて起るものなる事を主張する。

(二) v. Kirchmannは商業恐慌の原因が勞働階級の分前の僅小にして、資本家の過大なる分前に對して充分の購買者たること能はざるところに在ることを主張するのに對して、Rodbertusは原因を分前の僅小に求めずして、生產率の增進に伴ふ分前の減少に求め、而して假に此分前が現在の如く僅小であつても、その割合が一定して居りさへすれば恐慌は起らぬであらうし、又此分前が如何に大でも、それが生產率の增進と共に減少すれば恐慌は起るべきことを主張する。

(三) 最後にRodbertusは自由に放置せられた交易に於ては、勞働階級は勞働の生產率增進の果實から除外せらるゝ事を主張し、社會をこれより生ずる病患から救治するには、此狀態を改めて、果實の增加に對する均霑を保障するの外なきことを認めるのに對して、v. Kirchmannはが希望することは既に今日實現せられて居る、勞働階級は既に有產階級と共に生產率增進の恩澤に等しく浴して居ると主張するのである。(S. 6, 7.)

然るにv. Kirchmannの經濟學說の出發點はRicardoの地代論にある。そこでRodbertusは自家獨特の分配理論を詳述し、これをRicardoの地代論と比較して後者の取る可からざる所以を明にしようとするのである。それではRicardo地代論の特色は何處に存するかと云ふに、Rodbertusの見るところに依れば、それは、地代を以て比較的有利なる條件の下に、農業に投下せられた資本が、現在の需要を滿たす爲め不利なる條件の下に投下せられて居る資本以上に擧げ得る餘剩利益Mehrgewinnだと認める點に在る。而して此地代理論の構造は、この最も不利なる條件の下に投下せられた資本は決して地代を生ぜずして、僅かに賃銀と普通利潤とのみを生ずるに過ぎぬと云ふ原則と不可離のものである。然るにRodbertusの見るところを以てすれば、次に述べるやうに、勞働價値說の前提の下に於ては、土地に投ぜられた資本は必ず普通利潤以上に地代を生ずべき約束を持て居る。Ricardoの地代說では地代の大小は說明されるが抑も地代そのの者の發生は之を說明する事が出來ない。Ricardo分配論の出發點たる勞働價値說とその地代論とは兩立しないから、その地代論を捨てるか、價値論を捨てるか何れにかしなくてはならぬ。勞働價値說から出發すれば自分のやうにする外地代論の立て方はないと云ふのがRodbertusの主張である。(S. 173)

Ricardo の定義する地代とは「土地生産物の中で、固有不可滅の地力の使用に對して地主に支拂はるゝところの部分」の謂であるが、必しもそれは借地人に依て地主に支拂はるゝものたることを要しないで、地主自ら經營に當る場合にも地代の生じ得ることは、彼れが「地代は常にこの等量の資本勞働を投下して擧け得たる收益の差である」と謂ひ、又「土地の全生産物の價値から、其種類の何たるを問はず、耕作に屬する一切の支出(使用せられた資本の利潤をも其中に含む)を支拂つた跡に地主の手に殘る部分」を以て地代と認め、又「第一の土地を土地の所有者が耕やしても、或は他の如何なる人が耕やしても、この十クオタアは等しく地代を構成するであらう」と云つて居る事に徵して明かである。(Principles 3d Ed. pp. 58, 59. Works of Ricardo edited by McCuloch 1871 p. 371) さて Ricardo に從へば、地代は土地に投ぜられた同量の資本勞働が等しからざる收益を擧げる場合には必ず發生する。而して地代の高を決定するものはその收益の差額である。今彼れの見るところに從へば、土地に投ぜられた同量の資本勞働が等しからざる收益を擧げる場合が三ある。資本勞働が地味の優劣を異にする土地に投ぜらるゝ場合、地味に優劣はなくても位置の便否を異にする土地に投ぜらるゝ場合、及び既に耕作せらるゝ土地に對して、增收を計る爲め更に資本勞働を累ね投じても、收益增加の割合が投費の增加に及ばぬ場合、即ち收穫遞減の法則が作用する場合が是れである。而して此三の場合が起るのは、何れも人口增加の爲め、穀物に對する需要のまた之に伴つて增加する結果であつて、國が新しく人口が稀薄で、肥沃豐饒なる土地が到處に存する場合には、地代なるものの支拂はれることがないのは、猶ほ空氣水の如き無限に存する天與物に對して人が代價を支拂ふことがないのと同じである。然るに人口が漸く增加して最も便利の位置にある、最も肥沃な土地のみを以てしては之を養ふべき食料を產出するに足りなくなると、茲で或は地味の劣れる、或は位置の不便なる新しい土地を耕やすか、或は既に耕やされて居る土地に對して、相對的減收をも顧みず、更に累ねて資本勞働を投ずることをしなくてはならぬ。其處で始めて地代が發生すると云ふのである。

比較的位置の不便なる土地を耕やす場合も、或は同一地に資本勞働を累ね投じ

て收益遞減法則の作用する場合も、道理は同じであるが、漸次に地味の劣れる土地が耕やされるゝ場合を取て見るのが、Ricardoの地代法則を會得する上に最も便利である。假に甲乙丙三級の土地があつて、これに各々同量の資本勞働を投ずると、甲からは百、乙からは九十、丙からは八十クオタアの純收穫が擧げられるものとする。今人口が稀薄で甲級の土地のみが耕やさるゝ場合には、地代なるものはなく、耕作の全純收穫は凡べて投下資本に對する利潤となるであらう。然るに人口增加して乙級の地をも耕やすの已むなきに至ると、甲級地には十クオタアの地代を生じ、地主は之を手中に收める。何故と云ふに農業資本に對する利潤率は均一でなければならぬが、今乙級の地を耕やすものは、其投下資本に對して九十の純收益を受けるものであるから、全く誰れにも地代を納めないで乙級の地を耕やすのも、十クオタアの地代を納めて甲級の土地を耕やすのも得失するところがない。即ち斯の如く甲級地に對して、十クオタアの地代を納めることを敢て辭せざるものがあると同時に、既に甲級地を耕やすものは、其資本を他に轉用しても、九十クオタア以上の純收益を擧げることが出來ないから、彼は地主の要求を拒否することが出來ない譯である。そこで人口が更に增加すれば、同じ理由で新に乙級地に十クオタアの地代を生じ、甲級地の地代は二十クオタアとなるであらう。

三

さて以上は姑らく穀物の價値を無視して、收穫穀物量の差額丈けに現はれる地代に就て述べたが、Ricardoに從ふと穀物の價値は他の一般貨物に於けると同じく其の生産に要する勞働量に由て定まるのであるが、其勞働量は、最も有利な條件の下で生産を行ふ者が費やす、比較的小なる勞働量ではなくて、最も不利なる條件の下で生産を繼續するものゝ費やす最大の勞働量である。それ故人口の增加に連れて勞働資本が漸次に劣等地に投ぜられると、當に比較的優等地の地主に、地代として收められる穀物量が逐次增加する許りでなく、これと同時に穀物一定單位量の價値は騰貴する。則ち地主は二重の利益を受けるのである。今Ricardoが掲げて居る數字に據つて、地代穀量と地代の價値との比例を示すと、假に或土地に一定量の勞働を投ずる時は一八〇クオタアの收益を擧げ、而して此場合の穀價が一クオタア四磅と假定する。今次に同量の勞働を第二級の同面積の土地に加へると、

一七〇クオタアの收益を擧げ得るものとすれば、穀價は(170：180＝£4：x. x＝£4－4－8の計算に依り)四磅四志八片であるだらう。更に引續いて同量の勞働を同面積の次位の土地に投じて、順次に夫れ〴〵一六〇、一五〇、一四〇クオタアの收穫を擧げ得るものとすれば、穀價は順次に四磅十志、四磅十六志、五磅二志十片に騰貴するであらう。今假に第三位の土地が耕やさるゝ場合を取て見ると、最上地々主の收める地代は穀二十クオタア、之を貨幣に換算すれば(20×£4－10－0＝90)九〇磅、第四位の地が耕やさるゝ場合には地代は穀三〇クオタア、換算貨幣額一四四磅、第五位の土地が耕やさるゝときは穀四〇クオタア、貨幣額二〇五磅十三志四片となる筈である。即ち地代穀量は一〇〇、二〇〇、三〇〇、四〇〇、の比を以て增加するのに對して、地代價値額は一〇〇、二一二、三四〇、四八五の比を以て增加するのである。

土地の位置の便否から地代が生ずる場合は、不便なる土地は運搬の爲めそれ丈け多く費用を要するのであるから、つまり生產力に優劣がある場合と同じものと考へて差支へない。既耕地に益々資本勞働を累投して增收を期する場合にも道理は一である。Ricardo は收穫遞減法則を當然の事として、一定の土地に投下する資本勞働を倍加しても、收穫は倍加しないものと見て居る。今假に甲級地に投ずる資本勞働を倍加しても、收穫は二百クオタアとはならないで、百八十五クオタアに止まるものとすると、上述の場合と同一の理に由て、甲級地に十五クオタアの地代を生ずるであらう。此場合には土地は一であるが、最初に投ぜられた資本と、次に投ぜられた資本の收益力とは同じでない。地代は此の收益の差から生ずると云ふのである。

一要するに何れの場合に於ても、二の同量の勞働資本の投下に依て擧げられる收益に差等のあるときは、此差額は地代を構成し、而して最後に投ぜられた資本からは地代が生じないと云ふのが Ricardo の地代論である。(In this case [of capital and labour being employed on land already in cultivation] as in the other [case of capital and labour being employed on lands of different quality] the capital last employed pays no rent. p. 59) 尤も「一國の穀物並に原產物は暫らくの間は獨占價格で賣れることがある。併しそれが永久的に獨占價格で賣れるのは資本を最早有利に土地に投ずることが出來なくなり、耕作せらるゝ土地の有ゆる部分、土地に投ぜられた資本の有ゆる部分が地代を生ずるに至

る時許りである」と謂ひ、又「然し乍ら私かに望むらく、予は一國の各部分が、その最高程度にまで耕やされる時迄は、常に資本の中で地代を生じない一部分があることを充分明にし得たものと思ふ」(pp. 291, 293)と記して居るのに徴すれば Ricardo と雖も、穀物の增收がこれに對する需要に及ばない爲め、穀物が獨占價格で賣れ、又「一國の各部分がその最高程度まで耕やされ」た曉には、土地に投ぜられた資本は、最も不利なる條件の下に投ぜられたものと雖も、猶ほ普通利潤以外に地代を生じ得ることを認めて居たものと云へるけれども、此點に對しては彼れは全く重を措かなかつたのであるから、前に掲げた Rodbertus の Ricardo 解釋は決して失當ではない。それでは Rodbertus は何う云ふ理由で Ricardo の地代論を誤謬とするか。

Rodbertus は Ricardo を駁するのに、其章句を捉へてその誤謬を指摘するの方法を取らず、全く新たなる自家の理論系統を證明することに依て、自然に Ricardo の不合理を證明しようとした。即ち建設によつて破壞するもので、批評としては最も堂々たる積極的の批評である。(Rodbertus は經濟學 Staatswirtschaft 農學 Landwirtschaft 歴史、統計の四の見地から Ricardo を駁擊して居るが、吾々が茲で携はるのは、その經濟學上の議論丈けに止まる)

四

Rodbertus は先づ「凡べての經濟財は勞働生産物なり」又は同じ事を別の言葉で云つて「獨り勞働のみが生産的 produktiv なり」との根本命題から出發する。此命題は著者自ら解釋するところに據れば、第一勞働の費やされた財のみが經濟財に屬する。自餘一切の財はそれが人類に取つて如何に必要有用であつても、皆自然財であつて、經濟と相係はるところがない。第二に經濟財は凡べて勞働のみの所産である。即ち是等のものは經濟的見地から觀ると、自然若しくは他の何等かの力の産物としてゞなく、勞働の産物としてのみ意義を有する。是以外の觀かたは博物學的の觀かたではあるかも知れないが、經濟學的の觀方ではない。第三經濟上から見ると、財は生産上必要なる物的作業 materielle Operationen を行ふ勞働のみの産物である。但し茲に物的作業と云ふのは、一定財の生産に直接當る勞働のみを意味するのではなくて、其財を生産する爲に用ゐられる道具の生産に當る勞働をも含むので、即ち穀物は鋤を執る人のみの産物ではなくて、同時に又其鋤を造る人の勞

働の産物でもある。之を一般的に云ふと、或道具を造るのにn量の勞働が費やされ、而してそれが全然消耗する迄にはx量の財を生産し得るものとすれば、各財は $\frac{n}{x}$ 勞働の産物だと云ふことを意味するのである。

さて一切の所得は悉く勞働の所産に外ならぬとすると、社會の中でその生産の爲めに、一指を動かすことをもせぬ人々が、所得を得るのは如何なる原因に基づくか。茲で Rodbertus は財の第一次的分配 ursprüngliche Güterverteilung と第二次的分配 abgeleitete Güterverteilung とを區別する。法を司る裁判官、疾病を治療する醫師、少年を教育する教師の如きは、何れも物的生産には參加することなくして所得を收めて居るが、是等は何れも所謂第一次的分配に參加する他人の所得から第二次的に所得を得るので、Rodbertus が問題とするのは、所得の生産の爲めには一指を動かさずして、此の第一次的分配に參加するものがあるのは抑も何故だと云ふのである。具體的に云ふと、地主は他人に其所有地を委附し、且つ借地料を徵收すると云ふの外何事もせずに所得を得、又資本家が利子と云ふ同じ安樂な所得を收めるのは如何なる原因に由るかと云ふのである。而して此の問に答へるものは彼れの賃子 Rente 論であつて、之を説明した後に Rodbertus は賃子が分れて資本利潤及び地代となるの理法を明にしようとするのである。

既に所得は悉く勞働の所産であるから、若しも各勞働者が、纔かに己れ一身を支へるに足る丈けの所得をしか産出することが出來なければ、無爲の人が他人の生産に依頼して生活する餘裕は全くなかるべき筈であるし、假りに又勞働者の勞働は己れ一身を支へる以上のものを産出するにしても、無爲の人に之を領得するの權力がなければ矢張り賃子が成立すべき筈はない。そこで賃子發生の爲めには二の條件の備はることを要すると云ふ。第一は、分業が創まつて以來、勞働が勞働者の生活維持並に勞働繼續の爲めに要する以上を生産する、即ち他人をして之に與かり生活する(mitleben)ことを得しむる丈けを生産すると云ふ經濟的事實、第二は土地及び資本が私有せられて、それが爲め勞働産物が決して勞働者自身の手には入らないで、他人の手に歸屬すると云ふ法律的事實である。而して此二事實は相伴ふもので、第一の條件の備はるところでは必ず第二の條件も備はる。勞働者の勞働が己れ一身を支へる以上を生産するのは分業を俟つて始めて起ることであ

るが、「分業が成立する限り、土地、資本、勞働産物は嘗て勞働者に屬したことはなくて……常に他の私人に屬し來つた」のである。（S. 42-57）

此二條件の備はる限り、土地資本の所有者は必ず勞働生産物の一部分のみを勞働者に與へて、殘餘を己れの手に收めることが出來る。何となれば、己れの勞働力以外何物をも有せざる勞働者は、苟も生きんとする限り、地主、資本家の「汝勞働者は汝の勞働の全生産物を擧げて吾等に交附すべし。而して汝は其中の一部分を賃銀として還附せらるゝならん」との契約を拒むことが出來ないからである。故に曰く、勞働者がその勞働産物の一部を他人に交附し得る程勞働が生産的となり、土地及び資本の私有は法律上勞働者の地主及び資本家に雇はれてより外に働く事を許さぬとすれば、勞働者はたゞ單に生活を支へんが爲め、否應なく勞働の全産物を土地及び資本所有者に交附し、己れはその勞働生産物の一部分を以て滿足しなければならぬであらう。併乍らそれと共に勞働産物の自餘の部分は自ら其地主及び資本家の手に止まるであらうと。（S. 59）　次號完結

米國移住民問題の經濟的方面

堀江歸一

一

移住民の入國が一國に及ぼす經濟上の影響の最も大なるものは其勞働市場に對する關係に於て現はれるのである。一般に唱へられる所に據れば、移住民の入國は一國の勞働市場に於て、勞働の供給を過剩にして、賃銀率に低落を來し、勞働者の生活標準を低下させると云ふのであつて、米國で從來移住民の入國に對して、唱道された反對論の如きは、專ら此論據に基ひたものである。然も此論據が成立するや否やと云ふ問題に爲れば、勞働に對する需要の狀況、事業主並に勞働者の內外勞働者間に於ける競爭に就ての證言若しくは失業者の數等に依て、判斷を下さなければならないのである。

勞働者に對する需要の有無又は强弱と云ふ點に於ては、米國は一つ國でありな